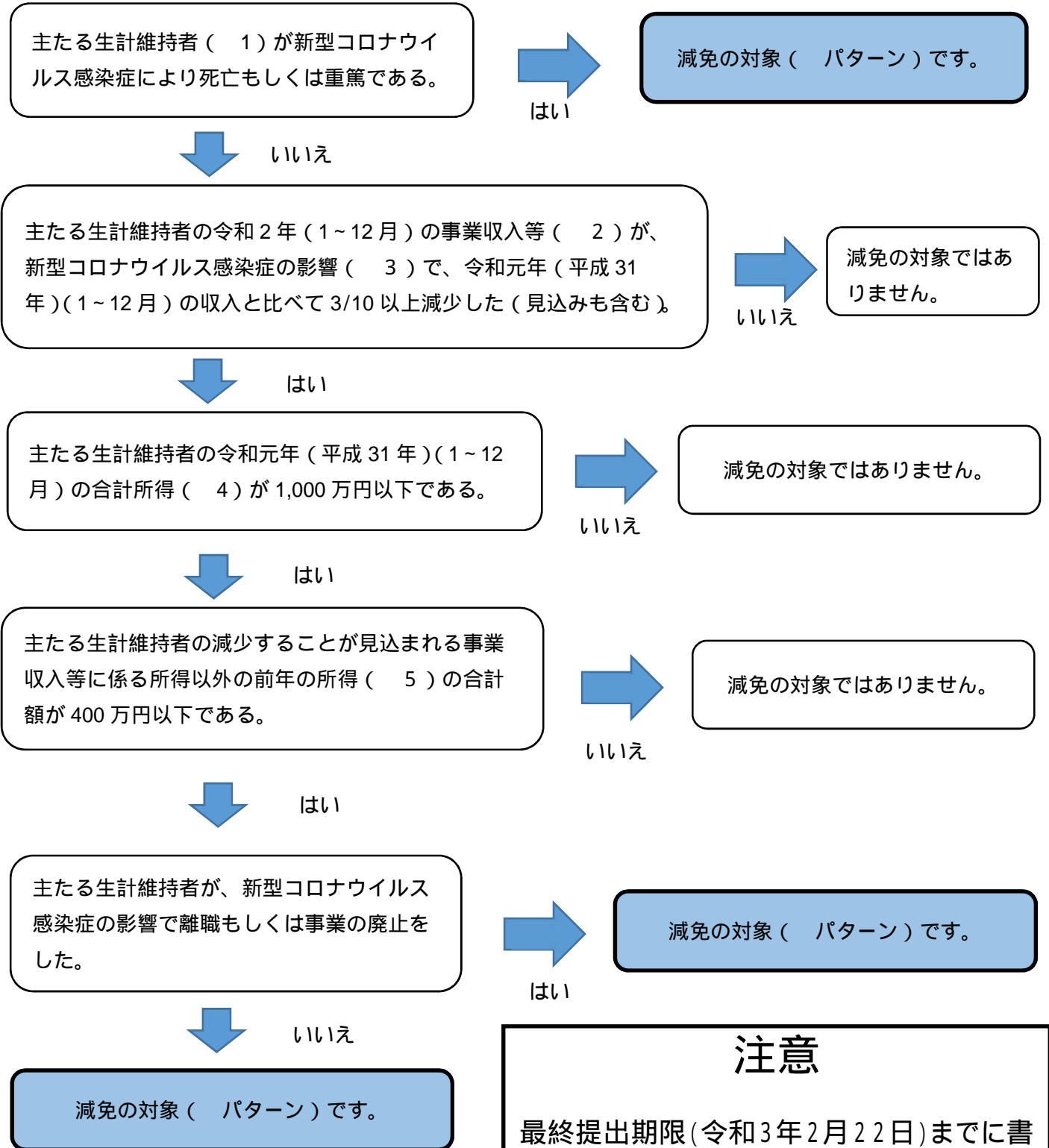


新型コロナウイルス感染症の影響による減免の申請を考えている世帯主の方へ

減免申請にあたり、どのパターンに当てはまるかを下のフローチャートで確認し、裏面の用語解説・注意事項をよくお読みの上、世帯主の方が申請ください。申請後、書類審査のうえ減免の該当・非該当を決定し通知します。申請いただいた内容の審査にあたり、電話等で内容確認を行うことがあります。また、決定まで時間がかかりますのでご了承ください。



注意
最終提出期限(令和3年2月22日)までに書類の不備等(記入漏れ含む)が解消されない場合は、受付できませんのでご注意ください。

【用語説明】

- 1 主たる生計維持者： 原則、住民票上の世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主（以下「擬主」という。）を含む）となります。ただし、国民健康保険加入者（以下「国保加入者」という。）のなかで、実態として他にその世帯の生計を維持している方がいる場合は、申し出により世帯主以外の方が主たる生計維持者として認められる場合があります。
- 2 事業収入等： 給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかの収入となります。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響： 令和2年1月以降で新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合が対象となります。影響した内容（時期及びその経緯等）を具体的に記載いただきます。また、必要に応じて、書類の提出をお願いしたり、勤務先等へ内容確認を行う場合があります。
- 4 令和元年（平成31年）の合計所得： 前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額。国民健康保険税を課税するときの「総所得金額等」に当たります。
- 5 事業収入等に係る所得以外の前年の所得： 令和元年（平成31年）1月～12月において、給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のほか、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、退職所得などの合計から、減少が見込まれる事業収入等の所得のみを引いた所得金額のことで。

【注意点】

- 他の減免等（旧被扶養者の減免、非自発的失業による軽減、東日本大震災減免、台風第19号減免等）との併用はできません。主たる生計維持者が旧被扶養者の減免・非自発的失業による軽減に該当する場合は、旧被扶養者の減免・非自発的失業による軽減が優先されますので、減免できません。なお、非自発的失業による軽減を受けていた場合でも、給与収入以外の事業収入等の減少があった場合は併用できる場合があります。
- 減免対象は原則、納期未到来の保険税が対象です。ただし、令和2年2月以降の納期限が設定されている保険税で納期限が過ぎたものについて「納期限前に申請できなかったやむを得ない理由」がある場合は減免の対象として認められる場合があります。
- 国民健康保険資格取得日から14日以内に加入手続きが行われなかった場合や所得の申告が平成31年4月15日までに行われなかった場合など、届け出が遅れたことにより遡及して課税された分については、減免の対象ではありません。
- 世帯の国保加入者全員（勤務先や年金機構から支払額が報告されている場合や市内在住の親族に扶養されている方は除く）が申告をしていることが条件となります。

【申請に必要な書類】

- 1 . ~ パターン共通：国民健康保険税減免申請書
- 2 . 該当する届出書をご使用ください。なお、
 - ・ パターンについては、給与収入と事業・不動産収入が両面で印刷していますので、ご記入の際は間違えないようにしてください。
 - パターン：減免申請に関する届出書
 - パターン：減免申請に関する届出書
 - パターン：減免申請に関する届出書添付書類については各届出書に記載しています。

【申請書提出先】下記まで郵送ください（FAX・メールでは受け付けておりません）

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 八王子市保険年金課資格課税担当
電話 042(620)7236（本庁舎1階13番窓口）